8. 生涯を通じた女性の健康支援

資料3

施策の基本的方向	2 117 2 3 2 3 3	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
女性の健康の保	ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談 支援等の充実		
	〇女性の健康保持のための事業 等の充実		
	①避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な問		○ 精神保健福祉センター及び保健所において心の健康に関する相談機能の充実を図っている。(厚生労働省)
	題について、安心して相談できる体制を整備する等、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。また、心の悩みは、うつ、摂食障害、自殺等の形で生涯を通じた健康を大きく損なう場合もあることから、健康問題について、身体的問題の	○ 生涯を通じた女性の健康支援事業において、女性のライフステージに応じた一般的な相談体制や不妊専門相談体制などを整備。(厚生労働省 平成8年度~)	
			○ 民間有識者らによる「女性の健康づくり推進懇談会」において、女性の健康支援の充実について検討 (厚生労働省 平成19年度~) 平成19年度 懇談会2回開催 平成20年度 懇談会2回開催
			○ 女性の健康支援対策事業(厚生労働省 平成21年度~) 一人ひとりの女性が自らの健康に目を向け、主体的な健康づくりを実践することができるように支援し、 その効果を実証及び評価することで、女性の健康づくりを一層推進するための効果的な事業展開手法 について検証
			 ○ 健康増進法に基づく健康増進事業において、女性の健康づくりに係る内容、項目を追加(厚生労働省平成21年度~) ・健康手帳:地域の実情に応じて、女性の健康づくりに関する事項など必要な事項に係るページを設けることができるようにした。 ・健康相談:重点課題として「女性の健康」を追加。

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	は女性に多く見られる疾病について、調査・研究を進める。 ③各種施策の実施状況及び社会	省	 ○ 母子保健に関する国民運動である「健やか親子21」を推進。(厚生労働省 平成13年度~26年度) ○ 「子ども家庭総合研究事業」において、女性の健康支援のための科学的根拠の構築などを目的とした研究の実施。(厚生労働省 平成17年度~) ○ 平成20年度から「循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業」において、生活習慣病対策の一環として、女性の生活習慣病対策に資する研究を実施。(厚生労働省) ○ 各種検討の結果、上記①の事業を実施している。(厚生労働省)
		文部科学	 ○ 学校・地域保健連携推進事業(文部科学省 平成16年~19年) 地域保健と連携した健康相談活動等が円滑に運営できるよう、健康相談活動の体制整備に係る指導・助言を行うとともに医療機関等と連携して学校へ専門医を派遣し、児童生徒の様々な心身の健康問題に対応。 平成17年度 47地域 平成18年度 47地域 平成19年度 504地域 ○ 子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業(文部科学省 平成20年~) 各診療科の専門医を学校に派遣する体制を整備し、専門医による児童生徒等の健康相談等を行うとともに、専門医や各市町村の保健部局と連携しながら、子どもの健康管理の充実や保護者への啓発活動等をモデル的に行う実践事業を実施する。 平成20年度 46地域

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○性差医療の推進 ⑤生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要であり、医師、医療関係者及び国民に性差医療についての知識の普及を図る。	厚生労働 省	 ○「子ども家庭総合研究事業」において、女性の健康支援のための科学的根拠の構築などを目的とした研究の実施。(厚生労働省 平成17年度~)(8(1)ア②に前掲) ○ 平成20年度から「循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業」において、生活習慣病対策の一環として、女性の生活習慣病対策に資する研究を実施。(厚生労働省)(8(1)ア②に前掲)
	〇女性の健康問題への取組についての気運の醸成 ⑥女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取組が行われるよう気運の醸成を図る。		○ マタニティマークの普及促進(厚生労働省 平成18年~) ○ 女性の健康づくり対策の一環として、毎年3月1日から8日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康課題に関する普及啓発を重点的に行う(厚生労働省 平成19年度~) ・地方自治体や民間会社がイベントを実施するとともに、平成19年度、20年度ともに厚生労働省主催による「女性の健康週間」イベントを実施した。
	⑦女性の生涯を通じた健康支援 の総合的な推進を図る視点から、 保健所、市町村保健センター等に おいて母子保健医療に携わる医 師、保健師、助産師、看護師等に 対する研修等の充実を図る。		○ 生涯を通じた女性の健康支援事業において、相談指導を行う相談員の研修養成を実施。(厚生労働省 平成8年度~)
	イ 成人期、高齢期等における女 性の健康づくり支援		

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○成人期、高齢期の健康づくりの支援 ①女性が、長い人生を、寝たきりにならず健康に過ごすため、降のにならず健康に過ごすため、降の肥満の軽減、中高年期以健康の予防等を重点とした健康、健康指導を行うとともに、健康のな食生活習慣の審及等を推進するほか、老康教育、健康相談、指導といった保健事業の推進を図る。	省	○ 「食事バランスガイド」や「エクササイズガイド」を作成し、都道府県に対し情報提供を行っている。(厚生労働省 平成17年度~) 平成17年度 47都道府県に配布(食事バランスガイド) 平成18年度 47都道府県に配布(エクササイズガイド) ○ 健康増進事業(厚生労働省 平成20年度~) 健康増進法に基づく健康増進事業として、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練及び訪問指導を実施している。なお、平成19年度までは老人保健法に基づく保健事業として実施していた。 平成20年度予算: 5,651百万円の内数 平成21年度予算: 5,265百万円の内数
	○子宮がん、乳がん、骨粗しょう 症等の予防対策の推進 ②女性のがん罹患率の第一位で ある乳がんについて、死亡率減 少効果のあるがん検診を推進を るため、マンモグラフィの緊急を 備や撮影技師及び読影医師子宮 がん検診、骨粗しょう症検診お、 予留るとともに、乳がん、診お がんについては、自己検診おい可 能であることから、その方法について まりて まり、その方法にして まり、その方法にして まり、まして まして まり、まして まして まり、まして まり、まして まり、まして まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まして まり、まり まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まり、まして まり、まり、まして まり、まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まして まり、まり、まして まり、まり、まして まり、まり、まり、まして まり、まり、まり、まり、まして まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まして まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、ま	厚生労働 省	〇 マンモグラフィ緊急整備事業(厚生労働省) 平成17・18年度において、乳ガン患者早期発見のため、診療機関等におけるマンモグラフィの整備に要する費用に対して国庫補助を行った。 平成17年度 マンモグラフィ受診者数 1,604,557人 発見した乳ガン患者数 4,398人 平成18年度 マンモグラフィ受診者数 1,631,811人 発見した乳ガン患者数 4,529人

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			 ○ 健康増進事業(厚生労働省 平成20年度~)(8(1)イ①に前掲) 健康増進法に基づく健康増進事業として、市町村(特別区を含む。)において、骨粗鬆症検診を実施している。なお、平成19年度までは老人保健法に基づく保健事業として実施していた。 平成20年度予算: 5,651百万円の内数 平成21年度予算: 5,265百万円の内数
	〇女性の生涯にわたるスポーツ 活動の推進		
		省	 ○「スポーツ指導者の養成・活用に関する実践的調査研究」を実施し、地域住民のニーズに適切に対応することができるスポーツ指導者の養成及びその効果的な活用方法について調査研究を実施。(文部科学省 平成19年度) ○「地域スポーツ指導者育成推進事業」を実施し、地域住民のニーズに応じた指導ができる人材の育成を図るため、スポーツ指導者やスポーツ指導者候補者などの資質を高める研修プログラム開発を行う。(文部科学省 平成20年度~)
	④女性のニーズにも対応したスポーツ活動を日常的に行う場として期待される、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進する。	文部科学 省	○ 「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」(平成16年度~)を実施し、地域住民の誰もが男女を問わず生涯にわたりスポーツに親しむことができる場となる総合型地域スポーツクラブの育成を推進。(文部科学省 平成16年度~) 平成16年度 1,117クラブ 平成17年度 2,155クラブ 平成18年度 2,416クラブ 平成19年度 2,555クラブ 平成20年度 2,768クラブ
		文部科学 省	〇【成人の週1回以上運動・スポーツ実施率】(文部科学省) 平成16年度:38.5% 平成18年度:44.4% (男性:43.4%、女性:45.3%) ※内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」結果より推計
(2)妊娠・出産等に関する健康支援	ア 妊娠・出産期における女性の健康支援		

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	〇妊娠から出産までの一貫した 母子保健サービスの提供		
	①日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図る。	厚生労働 省	○ 各市町村において、妊産婦に対して健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨している。(厚生労働省) (※平成20年度第2次補正予算において、平成22年度までの間、必要な回数(14回程度)のうち、従前から地方財政措置されていた5回分を除く残りの9回分について、国庫補助、地方財政措置により2分の1ずつ支援することとしたところ。)
	②出産を望みながらも、妊娠について悩んでいる者に対する相談・ 支援を実施する。		○ 不妊専門相談センター事業において、不妊で悩む夫婦等を対象として専門的な相談等を実施。(厚生 労働省 平成8年度~)
	③母乳育児の推進に取り組む自 治体の取組等の紹介などにより、 母乳育児の普及に努める。また、 母乳育児普及率の調査を行う。		〇 平成18年6月に、平成17年度乳幼児栄養調査報告をとりまとめ。また、母乳育児の推進のため、 ①「授乳・離乳の支援ガイド」の作成(平成19年3月)、周知 ②「健やか親子21」のホームページにおける市町村の先駆的な取組の紹介(平成13年度~) ③各市町村における母親学級等の場を活用した取組 を実施し、普及。(厚生労働省)
	④妊娠・出産について満足してい る者の割合を平成22年までに 100%にする。(平成12年84.4%)	厚生労働 省	〇 医療機関や自治体、専門団体が連携し、妊婦健診、母親学級などの取組を推進。(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			妊娠・出産に満足しているものの割合(厚生労働省資料) 平成12年 84.4% → 平成17年度 91.4%
	る「健やか親子21」に掲げられた	厚生労働 省	〇 妊娠の早期届出の勧奨を行うよう、各市町村に対して促進。(厚生労働省)
	「妊娠11週以下での妊娠の届け 出率を平成22年までに100%にす る。(平成8年62.6%)」という目標 の実現に向けた施策の推進を図 る。		妊娠11週以下での妊娠の届け出率(平成18年地域保健事業報告より) 平成8年 62.6% → 平成18年 70.1%
	⑥母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合を平成22年までに100%にする。		○ 母性保護及び母性健康管理の周知徹底(厚生労働省)(3(2)①に前掲)労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について周知徹底。
	(平成12年度6.3%)」という目標も 踏まえ、母性健康管理指導事項 連絡カードの活用を促進し、妊娠		〇 女性特有の健康状況に応じた相談・情報提供(厚生労働省)(3(2)①に前掲)
	中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。		○ 働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業(厚生労働省 平成18年度~)(3(2)①に前掲) ・母性健康管理の措置に関する専門家による検討 ・女性労働者等に対する情報提供等の実施 ・母性健康管理サイトの運営(平成19年度~)
			〇 母性健康管理研修等事業(厚生労働省 平成18年度~)(3(2)①に前掲) ・産業医等産業保健スタッフに対する母性健康管理研修の実施
			〇 事業所規模等に応じた母性健康管理体制の整備(厚生労働省)(3(2)①に前掲)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			○ 小規模事業所の事業主を対象とした母性健康管理相談会の実施(厚生労働省 平成18年度~)(3 (2)①に前掲)・産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業所の事業主を対象とした母性健康管理相談会を実施
			母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合(厚生労働省資料) 平成12年度 6.3% → 平成17年度 19.8%
	〇不妊専門相談サービス等の充 実		
	⑦子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む男女が、安心して相談できるようにするとともに、生殖補助医療等に関し問題点も含め正確な情報の提供を行う。また、不妊治療に対する経済的支援の一層の充実を図る。さらに、働きながら不妊治療を受ける場合に仕事と両立しやすいよう環境整備を図る。		○ 体外受精、顕微授精を対象に治療費の負担軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業(平成16年度 〜)を実施するとともに、不妊専門相談センター事業(平成8年度〜)を実施。(厚生労働省) (※平成21年度補正予算において、1回当たりの給付費を10万円(年2回まで)から15万円(年2回まで)に引き上げたところ。)
	⑧母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合を平成22年までに100%にする。(平成13年度		○ 不妊専門相談センター事業において、不妊で悩む夫婦等を対象として専門的な相談等を実施。(厚生 労働省 平成8年度~)(8(2)ア②に前掲)

施策の基本的方向		担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	24.9%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。		不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合(厚生労働省資料)平成13年度 24.9% →平成16年度 40.5%(不妊カウンセラー) 35.3%(不妊コーディネーター)
		厚生労働 省	○ 不妊専門相談センター事業において、不妊で悩む夫婦等を対象として専門的な相談等を実施。(厚生労働省 平成8年度~)(8(2)ア②に前掲) 平成18年度95か所中56か所 平成19年度99か所中56か所 平成20年度103か所中55か所
	⑩特定不妊治療費助成事業を平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で実施する。(平成16年度95か所中87か所)	厚生労働 省	 ○ 特定不妊治療費助成事業を全都道府県・指定都市・中核市において実施しており、不妊治療の経済的負担を軽減。(厚生労働省 平成16年度~) 平成18年度99か所中99か所 平成19年度99か所中99か所 平成19年度103か所中103か所 (全都道府県・指定都市・中核市で実施)
	〇周産期医療の充実		
	①母子の生命や身体への影響の大きい周産期において、妊娠・出産の安全性や快適さを確保するため、総合的な周産期医療サービスの充実、調査研究を推進するとともに、現状における小児科	省	〇 産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、産科医等育成・確保支援事業を実施(厚生労働省 平成21年度~)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	医・産科医の医師不足に対応するため、小児科・産科医療確保対策を進める。		 ○ リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設の連携体制の確保などを目的とした、周産期医療ネットワーク事業を実施。(厚生労働省)【周産期医療ネットワーク事業都道府県実施数】平成18年4月現在38都道府県、平成19年4月現在40都道府県、平成20年4月現在44都道府県、平成21年4月現在45都道府県
	①周産期医療ネットワークを平成 19年度までに全都道府県で整備 する。(平成16年度28都道府県)		 ○ リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設の連携体制の確保などを目的とした、周産期医療ネットワーク事業を実施。(厚生労働省)(8(2)ア⑪に前掲) 【周産期医療ネットワーク事業都道府県実施数】 平成18年4月現在38都道府県、平成19年4月現在40都道府県、平成20年4月現在44都道府県、平成21年4月現在45都道府県
	③「妊娠と薬情報センター」(国立成育医療センターに設置)において、服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を通じ、妊婦の服薬情報とその後の出生児への薬の影響の有無に関する情報を収集・蓄積し、服薬相談や医薬品添付文書の改訂に活用する。		 ○ 「妊娠と薬情報センター」(国立成育医療センターに設置)において、服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を平成17年10月から実施。 なお、平成19年度より、全国5施設の協力を得て全国展開を行い、その後、平成20年度に6施設、平成21年度より更に3施設の協力を得て実施しているところである。(厚生労働省) (相談回答件数) 平成17年度(10月~) 111 件 平成18年度 335 件 平成19年度 673件 平成20年度 960件

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	〇女性の主体的な避妊のための 知識等の普及		
		厚生労働省	○ 思春期の男女を対象に、思春期特有の医学的問題、性に対する悩み等に対する相談事業を実施。 (厚生労働省 平成元年度~)
	〇学校における適切な性教育の 推進		
	①若年層の人工妊娠中絶や性感染症の増加などが見られる今ことの重要性について、発達段階にの近て男女ともに正確な知識を行った。自ら健康管理を行うこと命尊重・人格尊重・男女平等の指し、はありを持つことが重要である。そのため、学校において心のつな	省	○ 学校における性に関する授業は、学習指導要領に則り適切に行われることとなっている。 ○ 「性に関する教育」普及推進事業(文部科学省) ①性教育の実践調査研究事業(平成16年度~平成18年度) エイズ教育等をはじめとした効果的な指導方法等について小・中・高等学校等を含む地域において実践的な調査研究を行う。 平成17年度 26地域 平成18年度 25地域 性教育の指導に関する実践推進事業(平成19年度~) 各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者への研修会の開催

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	がりや命の尊厳も重視し、発達段 階ににたら、 ではな性教の性報のでは、学習を では、学習を では、学習を をはいては、学での のい、児童に、保護者を を得図のでは、学校全を を得図のでは、学校会を を得図がないよう、学校会の をはないでは、学校のででは、学校のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで		及び効果的な指導方法の実践研究を実施する。 平成19年度 20地域+1団体 ②指導講習会の開催(平成17年度~) 学校において、性に関する適切な指導が行われるよう、教職員等を対象とした指導講習会を開催する。 平成17年度 3地域 平成18年度 6地域 平成19年度 2地域 平成20年度 2地域
	○性に関する学習機会の提供 ②家庭や地域において性と生殖 に関する健康の重要性について 教えることができるよう、家庭教 育等を支援する学習機会を充実 する。		〇 親や家庭等に対して性に関する健康の重要性についても学習することのできる機会を提供。(文部科学省 平成16年度~)
(3)健康をおびや かす問題について の対策の推進	ア HIV/エイズ、性感染症対策		

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省			施策の実施状	犬況及び関連統計等		
	○予防から治療までの総合的な HIV/エイズ対策の推進							
	①国民がHIV/エイズに関する 正しい知識を持って感染を予防 し、患者・感染者に対して正しい 理解に基づいて行動が取れるよう、積極的な啓発活動を行うとと もに、医療・検査・相談体制の充	厚生労働 省)感染を予防するため イズ発生動向調査を			生労働省)	
			=	エイズ発生動向	可年報における	報告数	(単位:人)	
	もに、医療・検査・相談体制の允 実、研究開発の推進等、総合的				18年	19年	20年	
	夫、研究開発の推進寺、総合的 な対策を推進する。		F	ΗI∨				
	(A)			男	863	1007	1,059	
				女	89	75	67	
				合計	952	1,082	1,126	
			<u> </u>	エイズ				
				男	368	377	391	
				女	38	41	40	
				合計	406	418	431	
			労働:				具体的な情報提供を3 研究 等	実施 (厚生
			保任		点病院等において、		の推進(厚生労働省) 置し、受診者等の便] (単位:件)	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省			ħ	国策の実施状況 <i>)</i>	及び関連統計等		
						18年	19年	20年	
				保健所等にけるエイズを談受付件数	お 相	173,651	214,347		
				保健所等に けるHIV抗f 検査件数		116,550	153,816	6 177,156	
		省		染症に関する特			(厚生労働省 平 、性感染症に関す	平成11年度~) ⁻ る正しい知識の普及啓多	発 (厚生
			淋菌系 性器/ 性器/ 尖=: 梅毒 ※梅毒	感染症 クラミジア ヘルペス コンジローマ	平成17年度 15,002 35,057 10,258 6,793 543 定発生動向詞	_	平成19年度 11,157 29,939 9,223 6,197 737 ほ医療機関から		
	○学校におけるHIV/エイズ、性感染症に関する教育の推進								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省		施策(の実施状況及	び関連統計等	F	
	③学校においては、児童生徒が 発達段階に応じた正しい知識を 身につけ、適切な行動が取れる	文部科学 省	0	学習指導要領「教科·保健体育」等に る。(文部科学省)	おいて、エイズ	、性感染症に	ついて取り扱	うことが規定されてい
	ようにするため、HIV/エイズ教育を推進するとともに、性感染症		0	「性に関する教育」普及推進事業(8(2	2)イ①に前掲)(文部科学省	ì)	
	についても、その予防方法を含め た教育を推進する。		0	世界エイズデーシンポジウムの開催(文部科学省	平成4年度~	18年度)	
	④HIV/エイズ及び性感染症について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成22年までに全ての中学生・高校生に配布する。		0	児童生徒の心と体を守るための啓発見童生徒が自己の健康を適切に管理様々な健康問題を総合的に解説した平成17年度 全国の中1、高1全員に平成18年度 全国の中1、高1全員に平成19年度 全国の小5、中1、高1全平成20年度 全国の小5、中1、高1全	できるよう、H. 教材の作成・酢 配布 配布 員に配布	IV/エイズや		
	イ 薬物乱用対策の推進							
	○乱用薬物の供給の遮断と需要 の根絶							
	に、薬物密輸・密売組織の壊滅や 水際検挙の推進等による薬物の 供給の遮断に努めるとともに、末 端乱用者の取締りや広報啓発活 動等を通じて需要の根絶を図って		0	1 薬物密輸入事犯の取締り(警: (1) 薬物密輸入事犯の押収量 20年中の薬物密輸入事犯の: (52.2%)、大麻樹脂も26.3kg 乾燥大麻、MDMA等合成麻。 〇 薬物密輸入事案の押収量	押収量は、覚 gと19年に比/ 薬は、19年に	だせい剤粉末が べ16.0kg(15 比べそれぞれ	が324. 3kgと1 55. 3%)それ れ減少した。	-
	いく。			 覚せい剤粉末 (kg)	18年 106.8	19年 213. 1	20年 324. 3	
				見せい削粉末(kg) 乾燥大麻(kg)	113. 4	353. 6	73. 9	
				大麻樹脂(kg)	54. 1	10. 3	73. 9 26. 3	
				MDMA等合成麻薬(錠)	167, 683		201, 570	
				(2) 薬物密輸入事犯の検挙件数	,	.,,		

20年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は、党せい剤が7/株と19年に比・ 増加し、大麻も80件と19年に比べ8件(11.1%)増加したが、MDMA 19年に比べて減少した。 ○ 薬物密輸入事犯の検挙件数 18年		具体的施策	担当府省	施贫	・ の実施状況及	び関連統計等	施策の実施状況及び関連統計等					
○ 薬物密輸入事犯の検挙件数 18年	ļ											
○ 薬物密輸入事犯の検挙件数 18年 19年 20年					比べ8件(11	. 1%) 増加し	ったが、M D	MA等合成麻薬に				
18年 19年 20年 党せい剤(件) 63 65 77 大麻(件) 120 72 80 M D M A 等合成麻薬(件) 12 41 19 19 19 19 19 19 19												
 ウン人薬物密売組織の取締り(警察庁、平成19年及び20年) (1) 暴力団・イラン人薬物密売組織の取締り(警察庁、平成19年及び20年) (1) 暴力団構成員による覚せい剤事犯の検挙人員 20年中の暴力団構成員等による覚せい剤事犯検挙人員は5.801人と、少し、総検挙人員に占める割合も52.6%と、19年に比べ0.4ポイント減 (2) 来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員 20年中の来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員 20年中の来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員は101人と、1し、営利犯が67人と全体の66.3%と高い割合を占めるなど、依然として薬物密売組織が覚せい剤の密売に深く関与していることがうかがえる。○ 暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員 ○ 暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員 11,606 ○ 暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員 				〇 薬物密輸入事犯の検挙件数	1.05	T 40 E	1	¬				
大麻(件) 120 72 80 MDMA等合成麻薬(件) 12 41 19 19 12 41 19 19 12 41 19 19 12 41 19 19 12 41 19 19 12 41 19 19 12 41 19 19 12 41 19 19 12 41 19 19 12 41 19 19 12 19 19 19 19 1				Me a sector of the sector of	_ · · ·	<u> </u>		_				
○ 2 暴力団・イラン人薬物密売組織の取締り(警察庁、平成19年及び20年) (1) 暴力団構成員による覚せい剤事犯の検挙人員 20年中の暴力団構成員等による覚せい剤事犯検挙人員は5.801人と、少し、総検挙人員に占める割合も52.6%と、19年に比べ0.4ポイント減 (2) 来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員 20年中の来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員は101人と、1 し、営利犯が67人と全体の66.3%と高い割合を占めるなど、依然として薬物密売組織が覚せい剤の密売に深く関与していることがうかがえる。 ○ 暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員 18年 19年 20年 11,009 11,025 5 8,001 11,005 5 8,001 11,005 5 8,001 12,009 5 5,801 12,009 5 5,801 12,006 12,006 5 5,801 12,006 5 5,801 12,006 5 5,801 12,006												
② 暴力団・イラン人薬物密売組織の取締り(警察庁、平成19年及び20年) (1) 暴力団構成員による覚せい剤事犯の検挙人員 20年中の暴力団構成員等による覚せい剤事犯検挙人員は5,801人と、 少し、総検挙人員に占める割合も52.6%と、19年に比べ0.4ポイント滅 (2) 来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員 20年中の来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員は101人と、1 し、営利犯が67人と全体の66.3%と高い割合を占めるなど、依然として 薬物密売組織が覚せい剤の密売に深く関与していることがうかがえる。 〇 暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員 18年 19年 20年 19年 20年 11,606 12,009 11,025 55累力団構成員等(人) 6,076 6,359 5,801 比率 (%) 52.4 53.0 52.6												
(1) 暴力団構成員による覚せい剤事犯の検挙人員 20年中の暴力団構成員等による覚せい剤事犯検挙人員は5,801人と、少し、総検挙人員に占める割合も52.6%と、19年に比べ0.4ポイント減(2) 来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員 20年中の来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員 20年中の来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員は101人と、1 し、営利犯が67人と全体の66.3%と高い割合を占めるなど、依然として薬物密売組織が覚せい剤の密売に深く関与していることがうかがえる。〇 暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員 18年 19年 20年 検挙人員(人) 11,606 12,009 11,025 うち暴力団構成員等(人) 6,076 6,359 5,801 比率(%) 52.4 53.0 52.6				MDMA等合成麻薬(件)	12	41	19	9]				
検挙人員(人)				2 暴力団・イブラ人架物留売報 (1) 暴力団構成員による覚せし 20年中の暴力団構成員等に少し、総検挙人員に占める害 (2) 来日イラン人による覚せし 20年中の来日イラン人に。 し、営利犯が67人と全体の6 薬物密売組織が覚せい剤の密	へ削事犯の検挙による覚せい角間合も52.6%とい利事犯の検挙にる覚せい利理6.3%と高い割る。 で売に深く関与な利率の検挙	人員 制事犯検挙人 、19年に比り 人員 事犯の検挙人 I合を占めるが していること 人員	員は5,801人 べ0.4ポイン 員は101人と など、依然と とがうかがえ	と、19年に比べ。 ト減少した。 、19年に比べ増加 : して来日イラン				
うち暴力団構成員等(人)6,0766,3595,801比率(%)52.453.052.6				检举人 員(人)	· ·	•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
比率 (%) 52.4 53.0 52.6												
			1									
				比率 (%)	52. 4	53. 0	52. 6					
18年 19年 20年				<u> </u>			52. 6					
来日イラン人検挙人員(人) 60 85 101				<u> </u>	事犯の検挙人	.員						
うち営利犯(人) 29 41 67				〇 来日イラン人による覚せい剤	リ事犯の検挙人 18年	.員 19年	20年					
比率 (%) 48.3 48.2 66.3				〇 来日イラン人による覚せい角 来日イラン人検挙人員(人)	事犯の検挙人 18年 60	.員 19年 85	20年 101					
〇 ※ 営利和レけ 営利日的証法及び営利日的譲渡をいる 3 末端乱用者の取締り、薬物乱用防止広報啓発活動の推進 (1) 覚せい剤乱用者の検挙人員(警察庁、平成19年及び20年)				O 来日イラン人による覚せい角 来日イラン人検挙人員(人) うち営利犯(人)	事犯の検挙人 18年 60 29	.員 19年 85 41	20年 101 67					

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省		施策の実施状況及	び関連統計	等 ————————————————————————————————————	
			(2) 薬物乱用防止広報を 薬物乱用防止のため 強化期間(6、7月) 啓発活動を積極的にま 〇 覚せい剤事犯における	め、パンフレット「D の実施、インターネ t進した。	RUG」の ドットポータ	作成・配布、薬物 ルサイトの利用等	
			り見せい削事化に8317を	18年	19年	20年	
			検挙人員 (人)	11, 606	12, 009	11, 025	
			うち単純使用(人)	6, 514		•	
			うち単純所持(人)	3, 759	3, 858	3, 382	
			○ 関係省庁が連携し、密売者や 労働省、海上保安庁) 薬物事犯の検挙件数			実施(警察庁、法	務省、財務省、厚生
			16.32/10/3// (1/1)	•			
			検挙件数(件)	22,1	13	21	,790
			検挙人数(人)	14,8	82	15	,175
			覚せい剤(Kg)	1	44		359
			大麻(Kg)	33;	2.5	5	60.5
			※警察庁、財務省、				
			〇 ポスター、パンフレット配布等		の実施(厚	生労働省)	_
			啓発資材の配布実績				
				18年度		19年度	
			配布数(万部)	3	375	36	35
			※ポスター・パンフレ	ット等主な啓発資	材の配布	部数(万部)	
	〇少女による薬物乱用対策の推 進						

施策の基本的方向		担当府省				の実施状況及る		
	乱用については未だ憂慮すべき	警察庁、 厚生労働 省	0	補導活動を推進した。するとともに、地域部	。また、少年に対 門等の各種街頭 等に係る福祉犯の	する薬物の供稿 活動、女子少名	給源となって 年が覚せい剤	るおそれのある場所等における街頭いる密売組織に対する取締りを徹底 いる密売組織に対する取締りを徹底 割等を入手する契機ともなっているテ 察活動を通じ、薬物乱用少年の早期発
								、警察職員を派遣し、児童生徒に対し が禁止されている理由等について指
				女子の覚せい剤事	邓検挙人員			
					18年	19年	20年	
				女子の検挙人員	185	182	15	56
				女子のシンナー等	事犯検挙人員			
					18年	19年	20年	
				女子の検挙人員	381	312	21	9
			0	関係省庁が連携し、 (警察庁、法務省、 薬物事犯の検挙件	財務省、厚生労働	動省、海上保安	定庁)(8(3)	イ①に前掲)
					17年	184		
				検挙件数(件)	24,5		22,113	
				検挙人数(人)	16,2		(440) 14,882	
					(42		(431)	
				覚せい剤(Kg)	122	.8	144.0	
						.9)	(3.8)	
				大麻(Kg)	886	.3	332.5	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省				施策の実	施状況及び関連統	計等
				大麻(Kg)		886.3	332.5	
						(5.4)	(8.4)	
				※警察庁、財務省、				の合計
				(()内は麻薬取	又締職員	による実績	績で内数)	
				薬物事犯の検挙人	、数 (未月	戈年者)		
					1	7年	18年	1
				検挙人数 (人)		686	533	
						(352)	(245)	
				※警察庁、厚生党	分働省、淮	事上保安庁の	の統計資料の合計	(()内は少女の件数で内数)
			0	再乱用防止のための 薬物相談窓口			数(厚生労働	1省)
				相談件数(作	件)		9, 288	8, 942
	〇薬物乱用防止教育の充実						•	
	の関係について正しく理解し、生	警察庁、 文部科学 省	0		•公表し、:			「児童生徒の規範意識を育むための教師 景教育委員会等へ配布。(警察庁、文部
	るとともに、すべての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止 キャラバンカーを活用しての薬物 乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図る。		0		の実態、	薬物の危険性		をへ警察職員を派遣し、児童生徒に対し 用が禁止されている理由等について指

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			○ 薬物乱用防止教室等において、薬物乱用防止広報車を活用し、薬物の標本やパネルを展示するなどして、薬物乱用の実態、薬物の危険性、有害性等について啓発を実施。(警察庁)
			 〇 学習指導要領「教科・保健体育」等において、薬物乱用行為による心身への影響等について取り扱うことが規定されている。
			○ 薬物乱用防止教育推進事業(文部科学省) ①薬物乱用防止教室の推進(平成11年度~) 薬物乱用防止教室の開催を推進するため、警察官、麻薬取締官OB等の外部講師に対する講習会を実施。 平成17年度 39地域 平成18年度 40地域 平成19年度 40地域 平成20年度 41地域 ②シンポジウムの開催(平成11年度~) 教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓発のためのシンポジウムを開催する。 平成17年度 1地域 平成18年度 3地域 平成19年度 3地域 平成19年度 13地域 平成19年度 10団体 平成19年度 1団体 平成19年度 4地域連携推進事業(平成19年度) 養護教諭を中心として、学校と学校薬剤師などの地域の専門家が連携し、中学生等に対して医薬品に関する正しい知識を身に付けさせ、薬物乱用防止に関する効果的な指導方法等の実践的な調査研究を行うとともに、中高生を対象とした地域フォーラムを開催する。 平成19年度 4地域で実施 その他 ・児童生徒の薬物に関する意識等調査の実施(平成18年2月)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	④薬物乱用の有害性について、 児童生徒が正しい知識を身につ けることができるように、啓発教 材を作成し、平成22年までに全て の中学生・高校生に配布する。	文部科学 省	〇 児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成(文部科学省)(8.(3)ア④に前掲)
	○薬物乱用を許さない社会環境 の形成		
	に、積極的な広報・啓発活動を行 うことにより、薬物乱用の影響に 関する正しい知識を広く普及し、	警察庁、 厚生労働 省	 ○ 小学校、中学校、高等学校等で開催された薬物乱用防止教室へ警察職員を派遣し、児童生徒に対して、少年の薬物乱用の実態、薬物の危険性・有害性、薬物乱用が禁止されている理由等について指導。(警察庁)(8(3)イ②に前掲) ○ ポスター、パンフレット配布等による広報啓発活動の実施(厚生労働省)(8(3)イ①に前掲)
	薬物乱用を許さない社会環境を 形成する。		P 発資材の配布実績 8(3)イ①に前掲 19年度 19
			配布数(万部) 375 365 ※ポスター・パンフレット等主な啓発資材の配布部数(万部)
	ウ 喫煙、飲酒対策の推進 〇情報提供の実施と予防の推進		次介(スケート) フレクト 寺上な日元東南の品市即数(万間)
		文部科学 省、厚生 労働省	○ 学習指導要領「教科・保健体育」等において、喫煙、飲酒による心身への影響等について取り扱うことが規定されている。(文部科学省)
	歴刊力。特に女性については、唉 煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。	刀铡泪	〇 児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成(文部科学省)(8.(3)ア④に前掲)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省						
			○ たばこ対策促進事業(厚生労働省 平成17年度~) 都道府県等において、地域での連携を図り、未成年者の喫煙防止対策、受動喫煙防止対策及び禁煙・節煙を希望する者に対する支援体制の整備を図る等、地域の実情にあわせた施策を実施する経費に対して国庫補助を行う。 平成17年度補助件数:16件 平成18年度補助件数:31件 平成19年度補助件数:32件 平成20年度補助件数:62件					
			女性の喫煙率 (%) 18年 19年 20~29歳 17.9 16.7 30~39歳 16.4 17.2 総数 10.0 11.0 国民健康・栄養調査					
	⑦母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「妊娠中の喫煙・飲酒を平成22年までになくす。(平成12年喫煙率10.0%、飲酒率18.1%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。		日子健康手帳や妊婦健診、母親学級などの各種母子保健サービスの場を活用し、各市町村において普及啓発を実施。(厚生労働省 平成13年度~) 妊娠中の喫煙・飲酒率 7.3%、7.9%、8.3%(喫煙率:それぞれ3,4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児健診時の調査結果) 14.9%、16.6%、16.7%(飲酒率:それぞれ3,4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児健診時の調査結果)(ともに平成17年度)					
	○受動喫煙の防止 ⑧職場や公共の場所における受 動喫煙防止対策の普及促進を図 る。		○ たばこ対策促進事業(厚生労働省 平成17年度~)(8(3)ウ⑥に前掲) 都道府県等において、地域での連携を図り、未成年者の喫煙防止対策、受動喫煙防止対策及び禁煙・節煙を希望する者に対する支援体制の整備を図る等、地域の実情にあわせた施策を実施する経費に対して国庫補助を行う。					

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等					
			女性の喫煙率		(96)			
				18年	19年			
			20~29歳	17. 9	16.7			
			30~39歳	16.4	17.2			
			未被 线 处	10.0	11.0			
				三 尺	健康·栄養調査			